

文教委員会会議記録

文教委員会副委員長 高橋 こうすけ

1 日時

令和7年3月25日（火）

午後1時31分～午後2時43分

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

上原康樹委員長、高橋こうすけ副委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、
岩崎友一委員、川村伸浩委員、工藤大輔委員、飯澤匡委員、斉藤信委員、
小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

堀合担当書記、佐々木担当書記、久保併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

（1）教育委員会

佐藤教育長、菊池教育局長兼首席服務管理監、坂本教育次長兼学校教育室長、
武蔵教育企画室長、黒澤教育企画推進監兼服務管理監、
古川教育企画室予算財務課長、佐々木教育企画室学校施設課長、
伊藤学校教育室学校教育企画監、武藤学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、
最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、
千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長

（2）ふるさと振興部

松本理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長、安齊学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

（1）教育委員会関係審査

議案第105号 令和6年度岩手県一般会計補正予算（第13号）

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費

第4項 高等学校費

第2条第2表中

第10款 教育費

第1項 教育総務費

第4項 高等学校費

(2) ふるさと振興部関係審査

議案第105号 令和6年度岩手県一般会計補正予算（第13号）

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第8項 大学費

第9項 私立学校費

第2条第2表中

第10款 教育費

第8項 大学費

第9項 私立学校費

9 議事の内容

○上原康樹委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

初めに、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第105号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第13号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費のうち教育委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○武蔵教育企画室長 議案第105号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第13号）について御説明申し上げます。

議案（その5）の8ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は、第10款教育費のうち第1項教育総務費及び第4項高等学校費について800万円を増額しようとするものであります。

その内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の21ページをごらん願います。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の大学等進学支援一時金給付事業費は、大船渡市林野火災で被災した低所得世帯の県立高等学校等の生徒に対して進学に必要な準備費用等の一部を支援するため、大学等進学支援一時金の給付に要する経費について、所要額を補正しよう

とするものであります。

次の 22 ページに参りまして、第 4 項高等学校費、第 4 目教育振興費の教科書購入費等給付事業費は、同じく大船渡市林野火災で被災した低所得世帯の県立高等学校等に在籍する生徒に対して、ひとしく教育を受けられる環境を整備するため、入学に要する費用、教科書相当額及び修学旅行費の給付に要する経費について、所要額を補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その 5）にお戻りいただきまして、9 ページをごらん願います。第 2 表繰越明許費補正追加の表中、教育委員会の予算分は、第 10 款教育費のうち第 1 項教育総務費及び第 4 項高等学校費の今回提案の 2 事業であり、令和 7 年度に繰り越して執行しようとするものであります。また、大船渡市林野火災における被災生徒等に対する就学支援等については、補正予算に係る事業のほか県立高等学校の授業料、入学選考料、入学料等の減免も行う予定としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩崎友一委員 まず、今回の補正の対象となっています大学等進学支援一時金について確認です。低所得世帯という話がありましたけれども、これはそのとおり低所得者だけが対象なのかということと、もう一個は最後に説明がありましたが、大船渡市林野火災で被災された方々の家庭の児童生徒に対する入学料や授業料等の減免の支援というものは今回の補正では措置をされていなくて、改めて次の臨時会で提案されるということなのか、その辺の時系列的なところも含めて説明をお願いします。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 ただいま御質問いただきました大学等進学支援一時金につきまして、対象となるのが低所得者だけなのかというところでございますが、こちらにつきましてはそのとおりでございます、東日本大震災津波で被災した高校生等を対象として実施しているいわての学び希望基金大学等進学支援一時給付金事業やいわての学び希望基金教科書購入等給付事業費と同様の規定、基準として設けたものでございまして、年収としますとおおむね約 350 万円を下回っている方々を対象とするものでございます。

○古川予算財務課長 先ほど最後に説明させていただきました授業料等の減免につきましてでございますが、林野火災によりまして甚大な被害を受けました県立学校の生徒に対しまして、授業料等を減免する予定としておりまして、対象者は住家の全壊または半壊、住家の全焼または半焼、あとは学費を主として負担している者の世帯収入の著しい減少の世帯を対象に授業料と入学選考料、入学料、通信制受講料及び寄宿舎料を減免しようとするものでございまして、発災以降対象としようとしておりますが、まずは今度入学される入学料が最初に減免される対象となろうかと思えます。

○岩崎友一委員 古川予算財務課長から説明してもらった分は、今回の補正には全く入っていないということですね。

○古川予算財務課長 歳出予算が伴わず、授業料そのものを減免するという形になります

ので、議案等にはならないということでございます。

○**岩崎友一委員** 住家被害に遭った方々は次の再建も含めて非常に大変な状況だと思いますし、漁師の方々のお子さん、児童生徒も多いと思います。今まさにワカメが最盛期でこの大きな収入が失われる可能性が大きいという現状でもありますから、ぜひ広くその世帯に負担がかからないような形で進めていっていただきたいということを要望して終わります。

○**工藤大輔委員** まず1点目、今の関係ですけれども、対象者はどの程度かということをお知らせください。

それと、教科書等の事業の関係ですけれども、被災された世帯の方の教科書を購入するという、新しい事業として提案をされたということでもあります。これは特に低所得世帯の方々に例えば部活動であったり、学校に関わる教科書以外のもの等が失われている方、新たに調達しなければならない方があるとすれば、そういったものもいわての学び希望基金等からの活用ができないものかどうか、現状どのように把握されているのかお伺いします。

○**黒澤教育企画推進監兼サービス管理監** 大学等進学支援一時金給付事業費につきまして給付対象者でございますが、要件としますと令和7年3月に県内の公立高等学校等を卒業し、大学等に進学見込みの者または進学した者で、市町村民税所得割額と道府県民税所得割額との合算額が8万5,500円未満の世帯である者ということで、年間の収入に換算しますと年収で350万円未満ということでございます。

あわせて、今回被災したことによって、今年中の収入見込額が年収350万円未満の要件を満たす場合、来年度、令和8年度における市町村民税所得割額と道府県民税所得割額との合算額が同様の8万5,500円未満となることが見込まれる世帯も対象とするものでございます。

また、今回の被災によりまして住居の全壊または半壊、全焼または半焼、このほかに保護者等の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災、そのほかこれらに類するもののいずれかの要件を満たしている方を対象としまして、またいわての学び希望基金、東日本大震災みやぎこども育英基金などによる奨学金、そのほか本給付金に類似する給付金を受給していない方で、かついわての学び希望基金による一時金を受給していない者、これらの要件を全て満たす方を対象としているものでございます。

○**伊藤学校教育企画監** 教科書購入費等給付事業費に関する対象者の見込みでございますけれども、まず高等学校2年生及び3年生の見込み人数につきましては、3月7日時点で全県立高校から聞き取った現1年生及び2年生の生徒のうち、自宅に被害があったと見込まれる生徒数を基に整理をしたところでございまして、具体的には2年生が5人、3年生が5人と見込んでおります。また、令和7年度新たに高校に進学することとなる1年生の見込み人数につきましては、自宅の被害状況を把握できていないことから、3月7日時点の中学校3年生の避難生徒数を基に推計し、1年生5人と計上しているところでござい

す。いずれにせよ申請を待つて給付ということになろうかと思っております。また、給付対象者につきましては、先ほど黒澤教育企画推進監から御答弁申し上げたものと同様でございます。

そして、部活動とかに使う学用品等についての手当てでございますけれども、災害救助法に基づく救助というものが想定されているところでして、こちらは火災が発生する前に持っていた学用品等で被害があった場合には、上限はございますけれども、それによって救助することができるというところでございます。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 先ほど御説明いたしました大学等進学支援一時金給付事業につきましては、対象を10名と見込んで起算しているものでございます。

また、御質問のいわての学び希望基金の活用につきましては、給付者の意向を踏まえる必要がございますので、慎重に検討することとしているところでございます。

○工藤大輔委員 今後、事業等の中でどうしても漏れや見込めないものも出てきたりする可能性もあります。そういったことも把握しながら、できるだけニーズに沿うような対応をぜひ進めていただき、被災者の支援に寄り添っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○斉藤信委員 私は、今度の大規模林野火災で被災した児童生徒は、小学校、中学校、高校、それぞれ何人いるのか、まずそこからお聞きします。

○武蔵教育企画室長 今回の大船渡市の林野火災による児童生徒の被災状況についてでございます。まず、県立高校及び県立特別支援学校に在籍している生徒につきましては、3名が自宅が全焼等の被害を受けているとの報告を受けております。

また、小中学校の児童生徒につきましては10名が被害を受けており、うち8名が自宅が全壊の被害を受けていると聞いております。

また、卒業生についてでございます。県立学校につきましては5名の生徒が自宅が被災したと把握しています。

○斉藤信委員 そうすると、卒業生ということは大学進学予定者で被害を受けた人数が5人ということですね。先ほど大学進学支援一時金の対象は10人の見込みとのことですが、これは大学生も含めて5人プラス5人ということなののでしょうか。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 大学等進学支援一時金につきましては、10名の中の見込みとしましては、実際に御自宅等が被災していない場合であっても、事業所や勤務先などが被災することによって、失業等により今年の収入が大幅に減少する可能性がある方々を見込んで5名、トータルで10名と積算したものでございます。現に大学に通われている方ということではございません。

参考までにですけれども、現在被災した5名のうちで進学を予定している者は3名と把握しております。

○斉藤信委員 被災した家庭の児童生徒が10人、うち8人が全壊ということですね。私は低所得世帯というところに引かかるのですけれども、たしかいわての学び希望基金は親

を亡くした子供が対象の奨学金支給でしたよね。あのときに所得が基準という記憶がないのだけれども、年収 350 万円といったら本当に低い水準ですよ。漁業者というのは、収入は少ないのです、経費がかかりますから。だから、全焼ということは学校の教科書その他も含めて全部失っているわけですよね。ここに低所得世帯に限定するという意味があるのかと、そこが大変疑問です。被災したけれども、低所得でないから対象にならないのはどのぐらい想定されますか。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 現時点で被災した世帯ごとの収入の状況は確認していない状況でございます。

○斉藤信委員 被害は大きいけれども、局地的なのです。そんな全体の数が多いわけではないのだと思います。今言われたように小中は 10 人で、特別支援学校含めて高校は 3 人でしょう。卒業生が 5 人でそのうち進学希望は 3 人ですから。だから、対象の人数は決して多くない、そこに所得の基準を持ち込む意味はあんまりないのではないのかと。奨学金ではないですから、ずっとやろうというのではない。この支援は大学進学支援の一時金だし、もう一つは入学に対する費用、教科書相当額、修学旅行の経費ですよね。76 戸が全焼、全壊になっていると、空き家の 22 戸を抜きますと、ほとんど全壊なのです。だから、そういう意味では、被害を受けた世帯、児童生徒の被害というのは大変大きく、災害のときに 350 万円という所得制限を持ち込むというのはいかがなものでしょうか。高校授業料も所得制限をなくす時代ですよ。極めて限られた人たちの支援について、所得制限をかけなくても、この予算で十分対応できるぐらいの規模ではないでしょうか。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 今回の給付事業につきましては、先ほども御説明させていただきましたが、東日本大震災津波で被災した遺児の事業や教科書等の給付事業における所得制限について同様とすることで、制度上の均衡を図ろうということで考えたものでございます。

斉藤信委員御指摘の部分につきましては、今回大規模な火災ということで、そういったことに伴う火災保険制度での補償の状況というのを今のところ明確に確認していないところでございましたので、そういった状況等も確認しながら検討していきたいと考えているところでございます。

○斉藤信委員 住家被害で火災保険の加入状況というのも、恐らく大船渡市は聞き取り調査もしていると思います。大震災で流失して再建した建物も大船渡市林野火災により被災したということも聞いています。恐らくそういう比較的新しいところは、きちんと火災保険は入っているのだと思いますが、ローンが残っているのです。そして、火災保険だけでは家は建ちません。そういう意味では、火災保険というのは当てになるけれども、失ったものを回復するには程遠いし、二重ローンになってしまうということも明らかだと思います。大震災のときには被災者生活再建支援金が 300 万円で、さきの知事答弁にあったように、県が市町村と協力して 100 万円、沿岸市町村が独自に 200 万円から 300 万円補助したのです。だから、全壊の場合には 600 万円から 700 万円の補助を受けていた。この結果 1

万 1,000 世帯が自立再建したのです。大震災のときはそういう支援があったので、岩手県の想定を超えるような厳しい中でも自立再建したのです。今回の場合はかなり大規模な災害だけれども、被災者は限られていると。逆にいくと、被災を免れた方々との格差というものは大変なものなのです。

私は、今回機械的に 350 万円という低い所得基準を適用するというのはいかがなものか。これは所得基準がなくても、十分この予算の範囲内で対応できるのではないのでしょうか。できるとしたら、所得制限なくすということも検討すべきではないのでしょうか。

○佐藤教育長 このたびの大規模な林野火災に伴いまして、児童生徒の学びを止めないと、それから大学進学等の希望をこれで断念することのないようにということで、こういう制度を立ち上げ、併せて授業料等の減免も行うということでございます。東日本大震災津波の例というのは、やはり大きな一つの参考ということになり、先ほど黒澤教育企画推進監からお話がありましたが、いわての学び希望基金の一時金事業と同等の給付をまずは図っていかうということで、先ほど制度の均衡を図るということも話があったところであります。したがって年収ベースで 350 万円という、前提となる市町村民税所得割額と道府県民税所得割額との合算額が 8 万 5,000 円という要件は同じでありますので、これは引き続き同様に設定させていただいたというものでございます。

○斉藤信委員 350 万円の所得制限をかけたら、ほとんど対象はなくなるという危険もあるのではないのでしょうか。だったら、この予算は全く意味をなさないということになるのではないのでしょうか。恐らく子供たちを持っている両親は稼いでいますよ、漁業者にしても、サラリーマンにしても 350 万円超えますよ。蓋を開けてみたら、みんな所得制限に引っかかりましたということだったら、この支援策というのは意味をなさない。だから、全焼世帯の被害がどういうものか、私はその想像力が必要なのだと思うのです。全焼というのは、もう全ての財産を失っているということですから、家も建てなくてはならない、そして生活のためのさまざまな資材も新たに確保しなくてはならない。教育費もその一部なのです。だから、せっかく大学進学の一時的金、教科書その他の支援をしようというのだったら、被災者の深刻な被害の実態と所得の状況も把握した上で、本当に効果のある支援策にすべきではないのでしょうか。350 万円だったら、対象になる世帯が限られて、下手すればなくなるということもあるのではないのでしょうか。

大震災のときに所得制限という記憶が本当にはないのですけれども、それ以上に被災児童生徒の就学援助制度があって、震災のときはこの比率がうんと高かったのです。就学援助が適用になれば、当然教科書から修学旅行から全部適用になりますので、沿岸市町村は被災児童就学援助のときには幅広く対象にしたという記憶があります。だから、その点では今回もやはり対象を広げるという立場でこういう支援策をやる必要があるのではないかと。これは何とかならないものなのでしょうか。

○佐藤教育長 ささまざまな制度で対応もなされて、就学援助もそうですし、それから今まさに復興防災部のほうで提案されている災害給付での学用品の補償等と併せて、教育委員

会とすれば大学等進学支援一時金と教科書購入等給付事業の二本立てで御提案を申し上げ、これについてはいわての学び希望基金大学等進学支援一時給付金等の事業との均衡を確保しなければならないということで制度設計し、御提案申し上げているという次第でございます。

○**斉藤信委員** これでは最後にしますけれども、例えば大学進学のための一時金というのは対象になるのが3人ですよね。この方々は、所得制限に引っかからないのかどうか。

それから、対象の見込みである小中で10人、高校で3人の13人の方々は所得制限に引っかからなければいいけれども、まともに働いていたら完全にアウトですよ。そして、家も全焼していると、これ何のための支援策なのだと。だから、私は予算化はもちろん賛成ですが、被災者、被災児童生徒の実態を踏まえて今度の予算が執行されなかったとならないようにこの予算を活用すべきではないかと、これはいかがでしょうか。

○**佐藤教育長** 現状で先ほど述べた数字のとおり把握しておりますが、併せて例えば勤務地が被災したというような場合に、家計急変ということもありますので、令和8年度における所得の状況も見ていきます。その中で対象となる方についても該当していくということでございますので、そういった方々も取りこぼすことなく対応してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 私の気持ちは伝わったと思いますので。

○**上原康樹委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○**斉藤信委員** 私が今質疑したように、この予算には賛成します。この予算が実効性のあるように、所得基準によって対象者がほとんどいなかったということにならないように、被害の実態に対応して柔軟な執行をお願いしたい。

○**上原康樹委員長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。

議案第105号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第13号）第1条第2項第1表歳入歳

出予算補正中、歳出第 10 款教育費のうちふるさと振興部関係、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 10 款教育費のうちふるさと振興部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**松本理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長** 議案第 105 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 13 号）中、ふるさと振興部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その 5）の 8 ページをごらん願います。ふるさと振興部関係の補正予算額は、第 10 款教育費第 8 項大学費の 500 万円の増額、第 9 項私立学校費の 1,400 万円の増額でございます。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明いたしますので、予算に関する説明書の 23 ページをごらん願います。第 10 款教育費、第 8 項大学費、第 1 目大学費の公立大学法人岩手県立大学運営費交付金は、公立大学法人岩手県立大学の運営費のうち、大船渡市林野火災発生に係る授業料減免等の経費について交付金を交付しようとするものであります。

次に、24 ページに参りまして、第 10 款教育費、第 9 項私立学校費、第 1 目私立学校費の説明欄の一つ目の大規模災害就学等支援事業費補助は、私立学校等に在学する生徒等の世帯のうち、大船渡市林野火災により被災した世帯の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的として、学校設置者ら生徒等が学校に支払う授業料等の一部または全部を減免することに要する経費について補助しようとするものであります。

二つ目の大学等進学支援一時金給付事業費は、大船渡市林野火災により被災した低所得世帯の私立高等学校等に在籍する生徒に対し、大学等進学支援一時金を給付し、進学に必要な準備費用等の一部を支援しようとするものであります。

三つ目の教科書購入費等給付事業費は、大船渡市林野火災により被災した低所得世帯の私立高等学校等に在籍する生徒がひとしく教育を受けられる環境を整備するため、教科書購入費等の経費を支援しようとするものであります。

続きまして、繰越明許費について御説明を申し上げます。議案（その 5）にお戻りいただきまして、10 ページをごらん願います。第 2 表繰越明許費補正につきまして、ふるさと振興部に係るものは第 10 款教育費のうち、第 8 項大学費及び第 9 項私立学校費でありまして、今回補正しようとしております大船渡市林野火災に係る経費について繰越明許費を設定しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○**上原康樹委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**岩崎友一委員** 今説明いただいた四つの事業のうち、大学等進学支援一時支援金給付事業費と教科書購入費等給付事業費に関しては低所得者世帯が対象と、その前に説明をいただきました県大の運営費交付金と大規模災害就学等支援事業費補助に関しては被災世帯が対象ということで、これは新たに県立大学だったり私学に進級、進学される方々が低所得者と重複する場合はあるのかどうか、その辺仕組みが違うのかどうかも含めてお尋ねした

いです。

○安齊学事振興課総括課長 県立大学の関係につきましては、県立大学に入る学生の入学料及び授業料を減免するという形になります。それで、所得制限の関係につきましては、県立大学の減免はおおむね年収 480 万円のところについては全額、それ以上については2分の1というような形の支援となります。

大規模災害就学等支援事業費補助につきましては、校種が幼、小、中、高、専門学校、認定こども園とございますけれども、それぞれの補助の県の平均単価を上限として10分の10というような形の支援となります。大学等進学一時金支援給付事業につきましては、年収 350 万円以下の低所得世帯の生徒に対して大学に進学する場合に、自宅から通学する者に30万円、自宅外からは60万円の支援になりますので、補助の中身が違うという形になります。

○岩崎友一委員 そうすると、低所得者世帯は重複してもらうことは、可能なのですか、不可能なのですか。

○安齊学事振興課総括課長 大学等進学支援金一時交付金については、進学のために必要な費用ということで住宅等を借り入れたり、そういったものでさまざまかかる費用についての支援となりますが、例えば県立大学の減免につきましては、授業料や入学料の減免という形になりますので、補助の対象が別になります。

〔「わからない」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員 例えば全壊した低所得世帯の家庭のお子さんが県立大学に進学をしますと、運営費交付金の中から授業料は減免をされると。ただ、一方で大学等進学支援一時金の給付事業費はもらえるという理解でですが、その辺はどうなのでしょう。

○安齊学事振興課総括課長 両方対象になってくる形になります。大学等進学支援一時金交付金は、自宅からの進学のため、卒業、進学のためにさまざまかかる経費に充てるものでございまして、県大のほうは入学金、授業料、施設整備費ということで限定したところで減免するという形になります。

○岩崎友一委員 低所得者は重ねてもらえると。話は戻りまして、県大の運営交付金、授業料の減免の関係と大規模災害就学等支援事業費補助で、これは480万円以下が全額で、それ以上が半額という説明でよかったですか。

○安齊学事振興課総括課長 岩崎友一委員御指摘のとおり480万円までは全額、そしてそれ以上は2分の1となります。

○岩崎友一委員 上限額とかは決まっていますか。

○安齊学事振興課総括課長 県立大学は、入学料、受験料が決まっていますので、その金額が上限となります。

○岩崎友一委員 もう一つのほう、大規模災害就学等支援事業費補助は。

○安齊学事振興課総括課長 大規模災害就学等支援事業費補助については、校種ごとの県の平均額となりますので、学校によって10分の10になるかならないかはあろうかと思ひ

ますが、入学選考料、入学料、授業料等の総額を措置するものでございます。

○岩崎友一委員 私は県大の入学金はわからないのですが、金額的には、大規模災害も含めてそれぞれどれぐらいのイメージなのですか。

○安齊学事振興課総括課長 まず、県大のほうから御答弁申し上げますけれども、入学料については4大学部は22万5,600円で、短大が13万5,400円、そして授業料の年額につきましては、4大が53万5,800円、そして短大が39万円となっております。

大規模災害就学等支援のほうは、校種ごとになるのですが、例えば中学校の場合は入学金、授業料、施設整備費の総額の県の平均額で43万400円、高等学校につきましては同じく平均額の56万8,346円でございます。

○岩崎友一委員 この財源はどうなりますか。いわての学び希望基金なのか、県の単独なのか、財源の根拠をお示しいただきたいと思います。

○安齊学事振興課総括課長 財源につきましては、いわての学び希望基金は寄附者の考えもございますので、用途が特定されているところがあり、財源に充てられないため、一般財源となっております。ただ、今日政府のほうで局地激甚災害に本災害が指定されましたことによりまして、国の被災児童生徒就学支援等事業が対象になるのではないかと見込んでおります。そうすると、一部国庫が充当される可能性があると思っております。

○岩崎友一委員 480万円の壁を巡ってなのですが、知事もおっしゃっているとおり14年前の東日本大震災津波と二重被災されている方々もいるわけですね。さきほど教育委員会への質疑で斉藤信委員も380万円の壁を巡っていろいろ御指摘もありましたが、やはり大変なわけですね。もう一回家を建てるのも本当に心が折れる話だと思いますし、ワカメが取れないとか、かなり厳しい中で、全額、半額とか細かく決めるというよりは、特にも今回は地域も限られているので、県として頑張れば年収の壁の制限を設けることなく広く支援を広げられるのではないかと思いますのですが、その辺のお考えはいかがですか。

○安齊学事振興課総括課長 大規模災害就学等支援事業費補助につきまして、こちらは所得の制限はないところでございます。県立大学の減免について480万円の所得制限がございますが、これは県立大学では今までに平成28年の台風10号、令和元年の台風19号、令和6年能登半島の地震のときに同様の減免措置をしております、それとの制度上の均衡を図って設定したものでございます。

○岩崎友一委員 そこは均衡という言葉が正しいのかどうかと思いますが、公平性が担保されているのかというところで、二重被災というのもぜひ考慮していただきたい。私も二重被災された方々がどれだけいるかという具体的な数は把握はしていませんが、結構大変ですよ。例えば私も震災の頃に家を流され、会社も被災して、いまだに住宅ローンが残り、会社も二重ローンが残っているという、三つのローンを抱えているようなもので、そのときはいいですよ、借りるから。ただ、いずれ返さなければならないということがありますから、どんどん生活が苦しくなっていく。例えば大学に入学しても、4年後大学院に行ったり、また就職したりとどんどんステージが続くと思われ、子供たちの

未来も考えれば、東日本大震災津波のようにすごく範囲が広いわけではないのですよね。ある程度被害戸数、被害世帯、被害児童生徒も限られているので、もう少し支援の幅を広げてほしい、制限を撤廃してほしいと思うのです。そういった部分で、台風災害などの過去の二重被災とは違うのかなと思いますので、御一考賜りたいと思うのですが、いかがですか。

○安齊学事振興課総括課長 御指摘のとおり、被害者の生活の再建に向けては非常に御苦労があることと承知しております。ただ、被災者への支援は私どもで所管しております教育に関する支援のほかには生活に関する支援、そういったところを総体的に考えることが必要であるということと同時に、繰り返しになって大変恐縮ですけれども、過去の災害であったり、これから見込まれる災害であったり、そういったところの均衡も考慮しなければならないと認識しております。今回につきましては、さきの災害との均衡を図って 480 万円という同じような制度としたところでございます。

○岩崎友一委員 いずれ今回は今回で、まず予算としては通さなければならないと思います。ただ一方で、執行状況を見ながら制度設計というか、支援の広がりといいますか、さらなる補正での提案も含めて、どういったことを県としてできるのかを精いっぱい、本当に考えてもらえればと思いますので、この点を要望して終わります。

○斉藤信委員 予算化を速やかに行ったということは評価をしたいと思います。そこで、県立大学で被災した学生というのはどのぐらいいるのか。

○安齊学事振興課総括課長 現在確認しているところでございますけれども、今後入学を予定している学生について全焼 1 名、半焼 1 名の被害を確認しております。その他在学生についても確認しているのですけれども、被災しているという情報は入ってきておりませんが、今後引き続き学生等の状況把握に努めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 県立大学の授業料減免等に関する経費は授業料と入学金という意味ですか。

○安齊学事振興課総括課長 御指摘のとおり、入学金と授業料でございます。

○斉藤信委員 授業料の場合は 480 万円という基準はあるのだけれども、しかしその 480 万円以下は全額で、それ以上は半額ですから、被災した全ての学生が対象になるということですね。

それで、私立学校の件なのですけれども、生徒等の学校に支払う授業料等の一部または全部ということになっていますが、授業料は恐らく 910 万円を超えなければ就学支援金の対象ですね。だから、ここではそれを超えた人の授業料は減免しますと。ここにも等があって、私学の場合は施設設備資金ですか、ほぼ同額ぐらいのものがあるのだと思うけれども、さっき言われたように合わせると、例えば高校生は授業料プラス入学金の 56 万 8,346 円が対象になるということですね。

○安齊学事振興課総括課長 対象としているのが入学選考料、入学金、そして授業料、施設整備費、全て対象としております。もちろん国の就学支援金の分は除いた分というところでございます。

○**斉藤信委員** 授業料は就学支援金でかなり補填され、減免対象になると思うのだけれども、入学選考料と施設設備の資金が対象になると。これについて、私立学校の場合は所得制限はないわけですね。

○**安齊学事振興課総括課長** 所得制限はなしで支援したいと思います。

○**斉藤信委員** そうであれば、なおさら小中高の所得制限は矛盾するね。これは調整してほしい。小中高の公立の場合は所得制限の基準が 350 万円なのです。それはあまりにも基準が低過ぎて対象にならないのではないかと私は指摘したのですけれども、私立高校の場合、所得制限はないということになれば、矛盾があり全体として統制が取れない話だなと。

○**安齊学事振興課総括課長** 失礼しました。教育委員会と制度の整合性が取れておりまして、今答弁しました所得制限なしというのは入学料や授業料、施設整備費の話でございまして、350 万円の所得制限の場合は教科書購入費等給付事業と大学等進学支援一時金給付事業費ということで、教育委員会と制度の整合性は取れております。

○**斉藤信委員** だから、大学等進学一時金給付事業は、こちらもやはり 350 万円ですか。だったら対象いなくなるのではないのでしょうか。先ほどは全壊の 1 人と半壊の 1 人の計 2 人が大学に入学予定だと。これは、350 万円の所得クリアできるのですか。

○**安齊学事振興課総括課長** 先ほど御答弁差し上げたのは、県立大学の関係でございまして……

○**斉藤信委員** これは県立大か。

○**安齊学事振興課総括課長** 今御質問ありました事業について、対象になるのは高校生でございまして。そちらのほうの被害状況につきましては、幼、小、中、高、専門学校に確認したところ、高校生で 1 人全壊という被害を確認しております。所得要件につきましては、現時点で被災されている方の所得状況については確認していない状況でございまして。

○**斉藤信委員** だから、県立大学入学予定のいわば進学予定者だよ。これが大学進学等一時金の対象になるわけですよ。そうすると 350 万円が所得基準になると、この基準があまりにも厳し過ぎるという議論なのです。

やはり矛盾ですね。大学等進学支援一時金給付事業というのは 350 万円が所得基準であれば、対象者はたった 2 人しかいないのだけれども、執行されなかったとなりかねないのではないのかと。だから、県立大学の場合は授業料の減免については所得制限が恐らく 480 万円にしている。これとの整合性がないのですよね。そして、県立大学の授業料減免については、対象にならないということはないわけです。480 万円以下だったら全額免除、それ以上だったら半額免除ですから、ある意味格差はあるけれども、全部対象になると。大学等進学一時金は 350 万円に引っかかったら何も出ないと。これは支援策になるのかということ、ふるさと振興部学事振興課で見るとあまり整合性が取れない。県立大学の授業料減免と大学一時金、進学一時金というのは、350 万円の所得制限がある大学進学のほうがハードル高いわけですよ。だから、その点は教育委員会にも関わるこの基準を、予算が執

行できるように見直すべきではないのかということを経済に意見を申し上げました。予算化したけれども、所得基準に引っかかって対象になりませんでしたというのだったら、何のための対策かと。所得基準があったとしても、こんな低い基準では対象になり得ないと思うのです。だから、その点はぜひ予算が執行できるように検討していただきたいと。

○**工藤大輔委員** 今この議論の中で、所得制限、世帯収入ということが大きくクローズアップされました。それで、答弁もありましたけれども、今回の制度設計は、令和元年の台風第19号のときのフレームと同じ考えで所得制限等を設定したということで、よろしいですか。

○**安齊学事振興課総括課長** 県立大学の減免につきましては、そのとおりでございます。それ以外の部分につきましては、その当時減免制度はなかったもので、東日本大震災の制度との均衡を取っているものでございます。

○**工藤大輔委員** 近年の物価の上昇が非常に大きいと感じるわけです。当時と比べてもさまざまなものが値上がりし、そして特にも進学等もされている場合、二つの場所に分かれて家族が住んでということになると、物価が上昇した分の生活費等が二重にかかっているということになり、ある程度の差であれば皆さんが制度設計した考えでもよろしいのかもしれないですけども、ここに来て明らかな違いがある。生活の実態にも物価的にも違いがあるというときには、本来、それらも組み入れた形で考慮しながら制度設計をしていくということが、その時期、時期に合わせた被災者への支援につながるのではないのかなと思うのですが、その点について答弁をいただきたいと思います。

○**安齊学事振興課総括課長** 物価の上昇等につきまして、家計にかかる負担が変化しているというのは、そのとおりだと思っております。さまざま県の助成制度だけではなく、国の制度等もあるのですけれども、単価の見直し等があるかと思っております。今回の予算の要求に当たっては、東日本大震災津波の制度との均衡を図り提案させていただいたところでございますが、今後の課題として関係するところと議論してまいりたいと思います。

○**工藤大輔委員** 過去に例を見ない被災規模で、それに対してはしっかり過去に例のないような支援等もしていきながら、被災者に寄り添わなければいけないというメッセージを知事にも発しているわけですね。それが今回提案された内容がこういう状況だということは、新しく取り入れた新規の事業もあるので、その点については認めるところは認めますけれども、実際はそれらが運用されて初めて実効性があったかどうかの評価されるのであって、世帯収入等、今の物価の状況も併せてスライドさせての制度設計すること。足りない点については今後もプラスして適時考えて、再度補正を組むなり、利用者が利用しやすいような体制になるよう、ぜひ委員会の審議の内容を全庁で共有するよう、そして対策に当たっていただくよう、要望したいと思います。

○**上原康樹委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○**斉藤信委員** 議論を通じて私の認識も発展しました。東日本大震災津波のときと同じだと言うけれども、その後に授業料の無償化が拡充されているのです。そして、私学の場合には就学支援金だけではなくて、公立は来年度から、私学は再来年度から、全部無償化という方向に今来ているわけですね。だから、授業料は全額無償化だと、所得制限というのは古いのだと、今そういう時代の進展がある中で、14 年前こうだったということにならないのだと、教育に関しては所得制限を設けることに大きな矛盾が残るのではないか。大震災のときこうでした、だからということで、この 14 年間に教育の分野では大きな変化が生まれているのだと。ましてや、低所得の 350 万円というのは低過ぎます。まともに働いていたら誰も対象にならないですよ。だから、そういう意味では大震災以降の高校授業料に関わる大きな変化と、教育に関してはやはりこういう所得制限をかけることが時代遅れになっているということを踏まえて、今回計上した予算が有効に活用されるように、教育委員会とも調整を図りながらぜひやっていただきたい。

○**上原康樹委員長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。